

事務連絡  
平成23年4月22日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る  
診療報酬等の請求の取扱いについて（4月診療等分）

平素より、社会保険診療報酬に係る審査支払事務に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の地震に係る平成23年4月診療分の診療報酬等の請求につきましては、別添の事務連絡に示すところにより、3月一ヶ月分を通して概算請求を行った医科に係る保険医療機関であって、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月診療分についても、一か月分を通して概算による請求を行うことができるものであることとしたところです。

これにつきましては、今回の震災の甚大さに鑑み、医療現場の状況も踏まえつつ、当該概算請求の申し出については、柔軟な取扱いを行っていただくとともに、個別の事案について疑義が生じた場合には厚生労働省あてお問い合わせいただきますよう宜しくお願い致します。

事務連絡  
平成 23 年 4 月 22 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る  
診療報酬等の請求の取扱いについて（4 月診療等分）

平素より、社会保険診療報酬に係る審査支払事務に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の地震に係る平成 23 年 4 月診療分の診療報酬等の請求につきましては、別添の事務連絡に示すところにより、3 月一ヶ月分を通して概算請求を行った医科に係る保険医療機関であって、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4 月診療分についても、一か月分を通して概算による請求を行うことができるものであることとしたところです。

これにつきましては、今回の震災の甚大さに鑑み、医療現場の状況も踏まえつつ、当該概算請求の申し出については、柔軟な取扱いを行っていただくとともに、個別の事案について疑義が生じた場合には厚生労働省あてお問い合わせいただきますよう宜しくお願い致します。